

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立てに係る部分開示決定において開示しないこととした行政文書のうち、別紙1に掲げる情報を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年2月26日、「1994年（平成6年）以降に宮城県消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）が受け付けた苦情相談のうち、株式会社アイディック（以下「アイディック」という。）の節電器販売に関する苦情相談について、受付時期（年月日）、相談内容、信販会社名、信販会社との契約時期（年月日）の記載されている行政文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、平成6年以降に消費生活センターが受け付けたアイディックの節電器販売に係る消費生活相談の概要で、全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「パイオネット」という。）に保存・蓄積されている当該データの出力帳票（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、（イ）件名欄や受付欄等に記載の情報は開示し、（ロ）契約欄の契約年月日、（ハ）概要欄に記載の情報、（ニ）製造者欄の事業者名、（ホ）信供与欄の信販会社名及び（ヘ）契約欄の契約金額については、平成16年3月11日、これを開示しないとの部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部を開示しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

(1) 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する。

対象行政文書には、個人に関する情報である特定の個人が識別される情報が含まれているため。

(2) 条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する。

対象行政文書は、消費者等からの事業者の事業活動についての苦情相談が記録されており、公開することにより、事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるため。

(3) 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する。

対象行政文書を公開することにより、一方的に消費者からの相談や苦情を受ける相談業務という性格上、相談の事実を確認したようなことになり、今後の事業の実施に影響を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立人は、平成 16 年 4 月 19 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求の趣旨について

節電器被害対策弁護団は、アイディックが販売していた節電設備の購入者からの依頼により、異議申立ての時点で、地方裁判所において、アイディックと加盟店契約を締結した各信販会社の加盟店管理責任を問う訴訟を提起している。

信販会社の加盟店管理はずさんで、被害拡大の一因である。アイディックは破産しており同社に対する責任追及は不可能であるため、被害救済のため

には、信販会社の加盟店管理責任を迫るしかない。どの信販会社に関して、いつ頃から、どのような苦情・クレームがあったのか、つまりは、どの信販会社がいつ頃から、アイディックの詐欺商法に気づくことが可能であったのかは、被害者の財産権の回復のために不可欠な情報である。このようなことから、本件開示請求を行ったものである。

(2) 本件処分の違法又は不当について

イ 本件で開示を求めている行政文書に含まれる個人に関する情報は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり、条例第8条第1項第2号に該当しない。

ロ 本件節電器被害は、信販会社の加盟店管理のずさんさが招いたものであり、このような損害をもたらした各信販会社の事業活動に関する情報は、条例第8条第1項第3号ただし書の「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することから、被害者の財産侵害回復のために開示すべきである。

ハ 苦情処理事務において、消費生活センターがアイディックに関しあっせん等をしてきた事実が開示されても、宮城県だけがその後の苦情処理事務に支障をきたすことはあり得ず、条例第8条第1項第7号に該当しない。

全国の弁護士団が国民生活センター、埼玉県・神奈川県・愛知県・神戸市の消費生活センターに対して、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定により照会し、これらの消費生活センターからは回答を得ているが、これにより、苦情処理事務に支障が生じていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 消費生活センターにおける相談業務について

消費者基本法（昭和43年法律第78号）は、都道府県及び市町村が連携し、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん等に

努める旨規定している。宮城県は同法の趣旨を受け、消費生活の保護に関する条例（昭和51年宮城県条例第14号）において、消費者からの苦情の申出に係るあっせんその他の必要な措置を講ずる旨定めている。

消費生活センターは、同条例第12条の規定により、消費者から苦情・相談を受けたときは、相談者への助言や事業者とのあっせんその他必要な措置を講じることとされており、相談者への助言（自主交渉を促すもの）及び他機関の紹介が、その措置の中心となっている。

こうした苦情・相談の処理経過については、相談を受けた職員がノートにメモを取った後、その内容を整理して消費生活相談カードに記載し、消費生活センターでは、毎月1回、消費生活相談カードの記載情報の概要をパイオネットに入力する。電子データとしてパイオネットに蓄積された情報については、全国の相談機関において専用の端末機により閲覧及び印字することができる。

消費生活相談カードに記載された情報及びパイオネットに蓄積された情報については、相談者の個人情報を含むこと及び相談者の申立て内容の真偽が分からない場合が多いことから、外部への情報提供については、市町村（消費生活相談業務の処理のため利用する場合）、経済産業局（特定商取引法等に違反する事業者の処分のため利用する場合）及び警察（事業者の刑事捜査のため利用する場合）などに限定して行っている。さらに、相談者の氏名については、相談者から了解が得られた場合に限り、外部に情報提供している。

2 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には相談者名が記載されていないことから、契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報を開示しても、これらの情報のみで相談者を特定することは難しい。しかしながら、行政文書開示請求権は、何人にも認められているところであり、本件の相談者に係る紛争の相手方であるアイディックや当事者である信販会社の関係者も開示請求を行うことができる。この場合、契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報を、アイディックや当該信販会社の所持している情報と照合すれば、相談者を特定できる可能性が大きい。

よって、これらについては、条例第8条第1項第2号該当し非開示とするの

が相当である。

また、アイディックに係る苦情相談については、事業を営む個人からの相談も含まれるが、事業を営む個人である相談者が行った契約の性質について、そのすべてが事業活動のための契約と断定することはできない。事業を営む個人からの相談について、営業のための契約であったか否かを区分する作業は困難である。この問題に関し、自動車販売会社が消防用設備の訪問販売業者と締結した消火器の点検整備・薬剤購入の契約について、営業のための契約に該当しないとして、特定商取引法に基づくクーリング・オフを有効と認めた判例がある。(大阪高判平成15年7月30日)

3 条例第8条第1項第3号の該当性について

相談者とアイディックとの契約については、信販会社を利用する立替払契約が行われており、商品の所有権は、購入者が代金を完済するまで信販会社が保有する。信販会社と購入者間には債権債務の関係が存在し、信販会社も当事者である。こうした立場にある信販会社は、アイディックの事業活動の実態を知ることができたはずであり、被害は各信販会社の事業活動によって生じた損害であると異議申立人は主張するが、実施機関としてはこのことの真偽については、判断できない。その理由は、実施機関が知り得た情報の多くが相談者側からの申立てによるものであり、例えば、電話相談では、契約書等の現物を確認せず、聞き取りのみで相談記録をとるのが常態で、相談者の思い違いがあったり、誇張されて伝えられたりすることなども十分考えられるからである。

アイディックの商法については、反社会的であるとのマスコミ報道がなされており、節電器販売契約に関係した信販会社等の関係業者の名称を明らかにすれば、法的責任の有無にかかわらず、誹謗、中傷、憶測により、当該関係業者の社会的評価の低下を招くおそれが高い。

よって、製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名については、条例第8条第1項第3号に該当する。

4 条例第8条第1項第7号の該当性について

消費者苦情のあっせん等を行う相談機関は、消費者側に偏ることなく、公正

中立な立場を保つことが必要である。また、両当事者である相談者及び事業者を特定できる情報について、その者の了解を得ずに外部に公表するならば、以後、あっせん等への協力を拒否されることが考えられる。アイディックに関する問題に限らず、仮に実施機関が特定の信販会社の情報を一方的に外部に公表したならば、その後、消費者と信販会社との間に紛争が生じた場合に、実施機関があっせんを行うのに大きな支障が生じるおそれがある。よって、製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名は、条例第8条第1項第7号に該当する。

また、消費生活センターの相談業務において、当該相談情報が外部に公表されることを、相談者は想定していない。当該相談情報の中には、相談者が家族にも知らせていないものが含まれることもあり、実施機関が相談者からの信頼を得るためには、情報を慎重に管理すべきである。

よって、契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報は、条例第8条第1項第7号に該当する。

以上から、条例第8条第1項第2号及び第3号に該当するとして非開示とした情報は、条例第8条第1項第7号にも該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成6年以降に消費生活センターが受け付けたアイディック

クの節電器販売に係る消費生活相談の概要で、パイオネットに保存・蓄積されている当該データの出力帳票である。

3 条例第8条第1項第2号の該当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性の検討の必要性について

異議申立人は、本件において開示を求めている個人に関する情報は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり、条例第8条第1項第2号に該当しないと主張している。このことから、まず本件行政文書に記載されている契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報について、条例第8条第1項第2号の該当性を検討すべきかどうかを判断する。

本件行政文書には、異議申立人が主張するように、相談者が事業者であると受け取れる内容を含む情報も存在する。しかし、それらの情報は、専ら相談者の申立てによるものであり、その真偽は分からず、また、相談者が事業者であるかの相談内容であったとしても、それが事業活動のための相談内容であるかどうかについても判然としない。すなわち、本件行政文書において、相談内容が事業者の事業活動のためのものであると断定することはできない。

よって、本件行政文書における個人に関する情報については、相談者が事業者であるかどうか、相談が事業活動のためのものであったかどうかについて心証が得られず、また、消費生活センターが消費者である個人を対象として消費生活相談を行っているということなどからすれば、条例第8条第1項第2号の該当性の検討を要するものと判断する。

(2) 契約欄の契約年月日について

実施機関は、本件行政文書のうち、契約欄の契約年月日について、条例第8条第1項第2号に該当するとしていることから、以下その妥当性について検討する。

契約欄の契約年月日のうち、契約年については、これのみをもってしては、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別す

ることはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるものではないことから、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示することが妥当である。

次に、契約欄の契約年月日のうち、契約した月日（以下「契約月日」という。）については、仮にこれを契約年とともに開示したとしても、一般人にとっては相談者を識別することは不可能である。しかし、開示請求は何人も行うことができることから、例えば当事者である信販会社が開示請求し、これの開示を受けたならば、当該信販会社が、保有している情報と複合的に照合することによって、相談者個人が特定され、相談者の権利利益が害されるおそれがある。また、同様に、相談者の家族や従業員が、契約年と合わせて契約月日の開示を受けたならば、相談者を識別することができると考えられる。そうすると、相談者にとっては、当然に自己の相談内容は守られるであろうとの前提で相談しているにもかかわらず、家族や従業員に相談内容が知られることとなり、相談者の権利利益が害されるおそれがある。また、契約月日については、公開され、又は公開が予定されている情報ではない。したがって、契約月日については、条例第8条第1項第2号に該当し、同号ただし書に該当せず、非開示とすることが妥当である。

ただし、契約欄の契約年月日の中には、契約をしていないにもかかわらず、契約年月日が記載されている箇所がある。これは、受付年月日を同欄に誤記したと判断される。そうすると、そもそも契約をしていないのであるから、当該信販会社又は相談者の家族や従業員が開示請求をし、これの開示を受けたとしても、相談者個人が特定され、相談者の権利利益が害されるおそれはないと認められることから、開示することが妥当である。

（3）契約欄の契約金額について

実施機関は、本件行政文書のうち、契約欄の契約金額について、条例第8条第1項第2号に該当するとしていることから、以下その妥当性について検討する。

契約欄の契約金額については、仮にこれを開示したとしても、一般人にと

っては相談者を識別することは不可能である。しかし，上記の契約年月日と同様に，当該信販会社又は相談者の家族や従業員が，契約金額の開示を受けたならば，これらの者によって相談者が特定され，その結果，相談者の権利利益が害されるおそれがあると考えられる。また，契約金額については，公開され，又は公開が予定されている情報でもない。したがって，契約金額については，条例第8条第1項第2号に該当し，同号ただし書に該当せず，非開示とすることが妥当である。

(4) 概要欄に記載の情報について

実施機関は，本件行政文書のうち，概要欄に記載の情報について，条例第8条第1項第2号に該当するとしている。

実施機関の説明によると，概要欄は，件名欄に記載した情報についての補足説明などを記載する欄とのことである。また，実施機関は，件名欄に記載の情報をすべて開示し，概要欄に記載の情報をすべて非開示とした理由について，概要欄には，件名欄に比して具体的な情報が書いてあることが多く，個人を識別できる情報につながる可能性があるため，そのすべてを非開示としたと説明する。

以下その妥当性について検討する。

まず，概要欄には，契約金額が分かる情報が記載されている。これらの契約金額を開示した場合には，(3)で判断したとおり，相談者の権利利益が害されるおそれがある。

次に，概要欄には，返済月額，電気代及び販売業者が相談者を訪問する月日が特定され得る情報が記載されている。関係する信販会社又は相談者の家族や従業員が，これらの開示を受けたならば，相談者が特定され，その結果，相談者の権利利益が害されるおそれがあると考えられる。

さらに，概要欄には，相談者個人の経済状況に関する情報が記載されている。これについては，特定の個人を識別することはできないが，個人の生活と密接に関連する情報であるため，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがある。

また、これらの情報は、公開され、又は公開が予定されている情報でもない。

このことから、概要欄に記載された情報のうち、契約金額、返済月額、電気代、訪問日が特定され得る情報及び相談者個人の経済状況に関する情報については、条例第8条第1項第2号に該当し、同号ただし書に該当せず、非開示とすることが妥当である。

その余の概要欄に記載されている情報については、その内容を見ると、件名欄に記載されている情報と比較しても、特段、個人を識別できる情報につながる可能性が高いとは認められず、また、件名欄に記載され、開示された情報と同種の情報については、既に公にされており、これを開示しないとする合理的な理由はないことから、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示することが妥当である。

このように当審査会が、概要欄に記載の情報の条例第8条第1項第2号の該当性を判断するに当たって、インカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、件名欄に記載され、開示されている情報と同種の情報が、概要欄にも記載されていることが相当数認められた。そもそも情報の開示・非開示を判断する場合には、記載された情報の内容を個別具体的に判断しなければならないことはいうまでもないことである。にもかかわらず、実施機関が、実質的な判断を行わず、概要欄に記載されているというだけの理由で、概要欄に記載されている情報のすべてを非開示としたことは不適切である。このような対応は、情報公開条例の趣旨に沿ったものとは言い難いと考えらる。

4 条例第8条第1項第3号の該当性について

(1) 契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報について

異議申立人は、契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とであると主張している。この主張に対して、当審査会は、これらの情報については条例

第8条第1項第2号の該当性を検討することが適当であると判断したところである。

(2) 製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名について

実施機関は、本件行政文書のうち、製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名について、条例第8条第1項第3号に該当するとしていることから、以下その妥当性について検討する。

一般に、苦情相談に関する特定の事業者名について、その苦情内容の事実確認ができていないにもかかわらず、公開することになれば、当該事業者に関して認定された客観的事実であるとして取り扱われる可能性があり、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招くおそれがあると考えられる。

製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名は、相談者の申出により記載されたものである。本件苦情の相談に当たり、消費生活センターとしては、相談者に助言等を行っているが、製造した事業者及び信販会社の名称並びに事業活動等の事実確認までは行っていないことが認められる。

このように、製造した事業者及び信販会社の名称並びに事業活動等の事実確認ができていないにもかかわらず、これらを公開するならば、本件においては、当該製造した事業者及び信販会社がアイディックと共謀して、何らかの違法又は不当な事業活動を行っていたと疑われる可能性が高く、誹謗中傷、憶測等により、これらの事業者等の社会的評価の低下を招くおそれがあると認められる。

したがって、製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名については、条例第8条第1項第3号に該当すると判断する。

次に、製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名が、同号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

本件行政文書に記載されている製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名は、前述のように相談者の申出によるものであり、相談者が製造した事業者の名称を正確に申し出ているのか、本当に相談者が当該信販会社と割賦

契約を結んでいるのかという点について、その真偽は確認することができない。

また、信販会社名に関しては、仮に、相談者の申出が真実であったとしても、信販会社名が同号ただし書に該当するということは、信販会社名が「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」であるということの意味する。

信販会社名が、このような事業活動を示す情報であると判断するためには、当該信販会社がアイディックと通謀するなどの違法又は不当な事業活動を行っていたこと、あるいは、当該信販会社が相談者と契約を締結した時点において既にアイディックの実態を認識すべき状況であったにもかかわらず、加盟店管理を怠ってきたことなどといった、当該信販会社の法的責任を追及し得る事実を確認する必要がある。しかしながら、本件行政文書から、このような事実を確認することは困難であると言わざるを得ない。

よって、製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名が同号ただし書に該当するとまでは判断できず、非開示とすることが妥当である。

以上のように、信供与欄の信販会社名について、当審査会は、条例に基づく開示請求権が何人にも認められていることを前提として、条例第8条第1項第3号に該当するかどうかを判断したところである。しかしながら、近時、特定の信販会社における不適切な加盟店契約等の事例が新聞報道されていることなどをかんがみるならば、公的責務を負った弁護士に認められている制度である弁護士法第23条の2の規定による照会がなされた際には、実施機関は別途、適切な考慮をする必要があると解される。

5 条例第8条第1項第7号の該当性について

(1) 製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名について

実施機関は、本件行政文書のうち、製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名について、特定の事業者名及び信販会社名を一方的に外部に公表すれば、以後、あっせん等への協力が拒否されるおそれがあるとして、条例第

8条第1項第7号に該当するとしていることから、以下その妥当性について検討する。

条例第8条第1項第7号は、当該事務又は事業の具体的な内容に照らして保護に値する場合にのみ非開示とすることを認めるものであり、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないものである。

確かに、相談内容の事実確認ができていないにもかかわらず、これを公開することになれば、当該事業者に関して認定された客観的事実であるとして取り扱われる可能性があり、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招くおそれがあると認められる。しかしながら、公表したことにより、当該事業者が、以後のあっせん等への協力を拒否するおそれがあるとするのは抽象的な危惧に過ぎず、具体的なおそれの存在までは認められない。

よって、製造者欄の事業者名及び信供与欄の信販会社名については、条例第8条第1項第7号に該当しない。

(2) 契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報について

実施機関は、本件行政文書のうち、契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報について、相談情報が外部に公表されることを相談者は想定しておらず、消費生活センターが相談者からの信頼を得るためには、情報を慎重に管理すべきであるとして、条例第8条第1項第7号に該当するとしていることから、以下その妥当性について検討する。

契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額及び概要欄に記載の情報のうち、契約欄の契約年月日、契約欄の契約金額並びに概要欄に記載された契約金額、返済月額、電気代及び販売業者が相談者を訪問する月日が特定され得る情報については、当事者である信販会社又は相談者の家族等が開示請求し、これらの開示を受けたならば、これらの者が保有している情報と複合的に照合することによって、相談者個人が特定され、相談者の非公開への期待と信頼が損なわれるものと考えられ、そうすると、今後、消費者が消費生活センターに対して相談することを躊躇するおそれがあるなど、消費生活相談の事業の

目的が達成できなくなり、事業の円滑な執行に支障が生じると認められるため、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示が妥当である。また、概要欄に記載されている相談者個人の経済状況に関する情報については、個人が特定されないとしても、このような情報までも公開されることを、相談者は想定しているわけではなく、相談者の非公開への期待と信頼が損なわれることから、非開示が妥当である。

その余の情報については、信販会社又は相談者の家族等に開示したとしても、相談者個人が特定されず、また、相談者の非公開への期待と信頼を損なうことはないことから、消費生活相談の事業の目的が達成できなくなり、事業の円滑な執行に支障が生じると認められないため、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示が妥当である。

6 結論

以上のとおり、実施機関が、本件非開示情報について、別紙1に記載されている部分を条例第8条第1項第2号及び第7号に該当するとして非開示としたことは妥当ではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

| | 本件非開示情報 | 開示が妥当と判断された部分 |
|---|----------------|--|
| 1 | 契約欄中の契約 年月日 | 「 年 月 日」の 年の部分（# 37を除く） |
| | | # 37の「 年 月 日」の の部分 |
| 2 | 概要欄 | 以下の部分を除くすべて <ul style="list-style-type: none"> ・ # 24の3行目17文字目から19文字目まで及び4行目9文字目から12文字目まで ・ # 27の3行目24文字目から4行目3文字目まで ・ # 37の1行目26文字目から2行目1文字目まで ・ # 38の1行目23文字目から25文字目まで及び2行目7文字目から8文字目まで ・ # 39の3行目13文字目から17文字目まで ・ # 42の1行目13文字目から15文字目まで ・ # 43の2行目18文字目から23文字目まで ・ # 45の5行目14文字目から6行目13文字目まで |

(注1)「開示が妥当と判断された部分」欄中、「 」は、本件非開示情報の部分である。

(注2)「 行目」とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数えたものである。

(注3)「 文字目」とは、1行中に記録された文字の一番左の文字を1文字目とし、順次数えたものである。なお、句読点、記号等及び括弧については、それぞれ1文字として数えているが、空白部分については数えていない。

別紙 2

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------------------|--------------------|
| 16 . 5 . 6 | 諮問を受けた。(諮問第154号) |
| 16 . 11 . 9 (第206回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 16 . 11 . 30 (第207回審査会) | 異議申立人から意見等を聴取した。 |
| 17 . 1 . 18 (第208回審査会) | 実施機関から非開示理由等を聴取した。 |
| 17 . 2 . 15 (第209回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 17 . 3 . 8 (第210回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 17 . 4 . 19 (第212回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 17 . 6 . 1 (第214回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 17 . 7 . 4 (第216回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 17 . 7 . 25 (第217回審査会) | 事案の審議を行った。 |

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|----------------|---------|
| 大 葉 由 佳 | フリーアナウンサー | |
| 岡 本 勝 | 東北大学大学院法学研究科教授 | 会長職務代理者 |
| 木 下 淑 恵 | 東北学院大学法学部助教授 | |
| 佐々木 健 次 | 弁護士 | 会長 |
| 武 田 貴 志 | 弁護士 | |

（平成 17 年 8 月 4 日現在）

（注）武田貴志委員は，宮城県情報公開審査会運営規程第 3 条第 1 項の規定により回避した。